

# 留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針

2019年6月11日  
文部科学省  
出入国在留管理庁

- 我が国の外国人留学生は修学を目的に来日して高度な知識・技能を身に付け、多様な活躍の機会を得ることが期待される。
- 我が国での就労を目的とする留学生を安易に受入れることは、留学生本人の不利益につながるるとともに、受入機関の教育活動・在籍管理・学校運営への支障が生じる可能性がある。また、適正な留学目的で来日する留学生も含めた、留学生制度全体の信頼・信用の失墜につながる。
- このため、留学生の在籍管理の徹底について、政府・大学等が一体となって対策を講じる必要がある

現状の課題

- ① 所在不明者や所在不明を理由とした除籍者が多く発生し、不法滞在、不法就労等につながっている実態が懸念される

## 1. 正規・非正規・別科の留学生受入れに共通した対応方針

### (1) 留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化

- ◆ 各大学等への通知発出により在籍管理の徹底を再要請 措置済
- ◆ 退学者・除籍者・所在不明者の定期報告の実施方法の見直し 措置済
- ◆ 所在不明者等の発生状況に応じて在籍管理状況を調査、必要な改善指導を実施

実態把握の手順

- ① 長期欠席者（1カ月）の状況に応じて、原因分析と対応策の報告を要請
- ② 不法残留者、退学者、除籍者、所在不明者等の発生状況に応じてヒアリング、実地調査等を実施
- ③ 在籍管理が不十分な場合、改善指導

### (2) 在籍管理の適正を欠く大学等に対する在留資格審査の厳格化 （法務省令等の改正）

- ◆ 1. の改善指導の結果、改善が見られない場合、在籍管理非適正大学として、法務省に通告

- ◆ 「在籍管理非適正大学」及び3年連続「慎重審査対象校」（注）とされた大学等については、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、大学等名を文部科学省と同時に公表
- ◆ 「慎重審査対象校」の判断基準の見直し及び同校の留学生の在留資格審査において、経費支弁能力に関する資料に加え、日本語能力について試験による証明を求めることを検討

（注）慎重審査対象校とは、不法残留者数等にかんがみ、留学生の経費支弁能力等について慎重な審査を行う大学等を指す

※ 上記の他、文部科学省として、不法残留者等の発生状況を踏まえた私立大学等経常費補助金の減額・不交付措置の導入、在籍管理の適正を欠く大学等への制裁の強化（奨学金枠の削減、該当大学名の公表、政府主催の留学フェアへの参加制限）等

文部科学省の対応策

出入国在留管理庁の対応策

## 2. 非正規・別科・専門学校への追加的対応方針

### (1) 非正規や別科（専ら日本語教育を行うもの以外）等を活用する学校への対応方針

### (2) 専ら日本語教育を行う別科（留学生別科）への対応方針

現状の課題

② 学部研究生、別科（専ら日本語教育を行うもの以外）、専門学校を、実質的に進学のための予備教育課程として運用し、日本語能力が十分でない留学生を受入れている実態が懸念される

③ 専ら日本語教育を行う留学生別科について、教育の質確保や留学生の適正な受入れのための仕組みがない

文部科学省の対応策

◆ 実質的に大学学部進学のための予備教育課程として運用されていないか、大学入学相当（日本語能力試験N2相当）の日本語能力を入学時に求めているかについて確認、法務省に通告

確認の観点  
・入学時の日本語能力要件（日本語能力試験N2相当）  
・履修科目の正規課程科目との同一性  
・日本語科目のレベル・経費支弁能力の確認方法 等

◆ 専門学校についても所轄庁（都道府県）が同様の情報把握や地方出入国在留管理局への提供を行うよう、所轄庁に要請、あわせて確認の観点など必要なノウハウを提供

◆ 専ら日本語教育を行う留学生別科について、日本語教育機関に関する法務省の告示基準に準じた上陸基準省令に基づく基準を策定

準用する告示基準の要素の例  
・学則  
・生徒数  
・施設・設備（校地・校舎、教室等）  
・入学者の募集・選考  
・在籍管理  
・教育課程  
・教員・事務職員  
・校地・校舎、教室等  
・抹消の基準 等

出入国在留管理庁の対応策

◆ 大学学部進学のための予備教育を受ける場合は、上陸基準省令上の研究生・聴講生による在留資格「留学」の対象外とする  
（2（2）の留学生別科の新上陸基準での受入れに移行）  
※これにより、日本語教育機関から実質的に日本語予備教育を受ける学部研究生等に進学した場合には在留期間の更新ができなくなる。

◆ 専門学校についても、文部科学省、地方出入国在留管理局及び所轄庁との情報共有等の連携の枠組により、在籍管理が不適切な専門学校が判明した場合には、1（2）と同様に、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、専門学校名を所轄庁と同時に公表

◆ 留学生別科の教育施設・設備、教員の資質等が基準に適合するかどうかを確認、法務省に通告

◆ 専ら日本語教育を行う留学生別科で受け入れる留学生の在留資格審査においては、当該別科が文部科学省による基準適合性の確認を受けていることを許可の要件とする

【上陸基準省令の改正】